

# 小学生バンドフェスティバル福島県大会実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

**第1条** この大会は、「全日本小学生バンドフェスティバル福島県大会」という。

(実 施)

**第2条** 全日本小学生バンドフェスティバル福島県大会（以下、福島県大会）は、福島県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して毎年実施する。

(会場・日時)

**第3条** 実施会場・日時などの必要事項は、福島県吹奏楽連盟常任理事会（以下、理事会）で決める。

## 第2章 参加資格

(参加資格)

**第4条** 参加資格は、福島県吹奏楽連盟（以下、福島県吹連）に登録された小学校で、構成メンバーは、当該小学校に在籍している児童とする。なお、複数の小学校による合同バンドを認める。

2 出演者が2つ以上の団体に重複して出場することは、認めない。

(入賞取消)

**第5条** 参加団体の資格に疑義のある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

## 第3章 演奏・演技

(参加人員)

**第6条** 参加人員は、自由とする。

(編 成)

**第7条** 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器を中心にしたものを原則とする。また、手具の使用は自由とする。ただし、メジャーバトンやフラッグ等を放り投げることはできない。

(演奏時間)

**第8条** 演奏時間は、7分以内とする。なお、演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

**第9条** 演奏時間が超過した場合は、審査の対象としない。

(演奏曲目)

**第10条** 演奏曲目は自由とする。ただし、著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。許諾を受けないで大会に出場することは認めない。

(演奏形態)

**第11条** 演奏形態は、自由とする。

(服 装)

**第12条** 服装等は、自由とする。

(参加費用)

**第13条** 参加する費用は、参加団体の負担とする。

(演奏順序)

**第14条** 演奏順序は、大会事務局で抽選して決める。

## 第4章 審査・表彰

(審 査)

**第15条** 審査員は、常任理事会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は、3名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(表 彰)

**第16条** 出場団体に賞状を贈る。また、表彰は金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

## 第5章 県代表

(県代表)

**第17条** 東北大会開催日の3週間以前に、福島県大会を開催して、県代表団体を決定して東北吹奏楽連盟に推薦・報告する。

(推薦団体数)

**第18条** 小学生バンドフェスティバルとマーチングコンテストを通して7団体推薦できる。ただし、小学校バンドフェスティバルの代表数は最大4団体までとする。

## 第6章 その他

(共催・後援・協賛)

**第19条** 福島県大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

**第20条** 福島県大会実行委員には、福島県吹連事務局と開催支部の役員があたる。

(実施要項)

**第21条** その他の開催上の細目については、福島県吹連事務局が定める。

(改定)

**第22条** この規定は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

この規定は、平成19年 6月 4日より実施する。

この規定は、平成25年 6月 4日より改定実施する。

この規定は、平成26年 6月 7日より改定実施する。

この規定は、平成29年 6月 3日より改定実施する。

この規定は、平成30年 6月 2日より改定実施する。

## 小学生バンドフェスティバル福島県大会 審査内規

**第1条** この内規は、小学生バンドフェスティバル福島県大会実施規定第15条に基づき審査および判定について定めるものである。

**第2条** 審査員は、「演奏技術」「総合表現」の2項目について10段階で評価する。

**第3条** 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

**第4条** 判定委員会は、審査員の評価に基づき、部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、県代表選出方法は次の通りとする。

1. 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。

2. 1で決着がつかないと場合は、審査員の投票で決める。

**第5条** 第4条による結果は、審査員の了承を得て、会長が賞を決める。

**第6条** 審査一覧表は、各団体に送る。

**第7条** この内規は、理事会の議決により改定することができる。

附 則

この内規は、平成19年 6月 4日より実施する。

この内規は、平成24年 4月 1日より改定実施する。

この内規は、平成25年 4月 1日より改定実施する。

この内規は、平成29年 6月 3日より改定実施する。